

平成 27 年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 27 年 7 月から平成 28 年 2 月まで

(2) 一般指導監査

実地監査(調査)

区 分	所管法人 ・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
社会福祉法人	51	29	25	86.2	92
一般法人	35	25	22	88.0	75
保育所のみ法人	15	3	2	66.7	11
社会福祉協議会	1	1	1	100.0	6
児童福祉施設等	82	81	46	58.2	94
認可保育所(公設公営)	11	11	5	45.5	5
" (公設民営)	5	5	3	60.0	1
" (私立)	55	55	37	67.3	86
認可外保育施設(事業所内)	7	7	0	0.0	0
" (事業所内以外)	1	1	1	100.0	2
児童館	3	2	0	-	0
老人福祉施設等	29	6	5	83.3	12
養護老人ホーム	2	0	0	-	0
軽費老人ホーム	6	2	1	50.0	1
有料老人ホーム(住宅型)	21	4	4	100.0	11
合 計	162	116	76	66.7	198

※所管法人・施設数は、H27. 4. 1現在

(3) 特別監査(調査)

1 社会福祉法人(保育所を含む)について実施した。

(4) 指導監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 27 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守並びに内部統制の確立による適正な法人運営、施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①特別監査

上記のとおり、1 法人に対して特別監査を実施し、実態解明を行った。特別監査を実施した法人について、是正改善を要する事項について1ヶ月の期限を付して、改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図っていく。

②一般監査(調査)

○社会福祉法人

特別監査実施法人を除き、特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

○児童福祉施設等(保育所等)

特別監査実施施設を除き、特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理や衛生管理について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

○老人福祉施設等

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

③社会福祉法人等に対する研修の実施による指導

○社会福祉法人指導監査説明会に合わせ、実務研修会を実施した。

(7) 平成27年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

- 登記すべき事項について、法定期限内に手続されていない。
- 役員改選関係書類の内容に不備がある。
- 監事監査にあたって、実効ある監査を行うための取組みがされていない。
- 理事会の要議決事項について、適切な時期に審議され議決されていない。
- 役員に対する研修の機会が確保されていない。
- 新会計基準に基づく経理規程に不備がある。又は経理規程と実務が乖離している。
- 契約にあたって、事前に必要事項が記載された何文書により理事長又は契約担当者の承認を得ていない。
- 一者からの見積書により随意契約が締結されているが、一者とした理由等が何文書等で明確になっていない。
- 随意契約が合理的な理由に基づき行われていない。

②児童福祉施設等(保育所等)

- 消防計画に定める消防用設備等の自主点検が実施されていない。
- 調理従事者及び乳児担当者の検便が毎月1回以上実施されていない。
- 地震の際の棚等の転倒転落の危険がある。
- 苦情解決第三者委員を複数配置していない。
- サービスの自己評価等サービスの質向上のための取組みを行っていない。
- 会計責任者、出納職員等に対して、任命行為がなされていない。
- 新会計基準に基づく経理規程に不備がある。又は経理規程と実務が乖離している。

③老人福祉施設等

- 運営懇談会の設置がされていない。
- 預り金について、管理規程等が定められていない。
- 他事業所との兼務職員について勤務時間が明確にされていない。
- 各種マニュアルについて、整備及び見直しが行われていない。

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成27年7月から平成28年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区 分	所管施設 ・事業所数	実地指導 及び監査	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
介護保険施設	26	8	7	87.5	15
介護老人福祉施設	18	6	6	100.0	12
介護老人保健施設	8	2	1	50.0	3
居宅サービス事業所	353	74	60	81.1	163
訪問介護	68	15	15	100.0	47
訪問入浴介護	2	0	0	-	0
訪問看護	22	7	7	100.0	16
訪問リハビリテーション	4	1	1	100.0	1
通所介護	88	17	15	88.2	49
通所リハビリテーション	12	3	3	100.0	4
居宅介護支援	76	16	12	75.0	26
福祉用具貸与	23	3	3	100.0	9
福祉用具販売	22	3	3	100.0	9
短期入所者生活介護	18	6	0	0.0	0
短期入所者療養介護	10	2	0	0.0	0
特定施設入居者生活介護	8	1	1	100.0	2
合 計	379	82	67	81.7	178

※所管施設・事業所数は、H27.4.1現在(介護予防事業所を除く)

②集団指導

全事業所を対象に実施

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成27年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭にいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

○介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

○居宅サービス事業所

事業所運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導に当たっては、人員及び設備運営基準について重点的に確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②集団指導

介護保険制度の理解（制度改正）を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成27年度の主な指摘事項

①介護保険施設

- 兼務のある職員のそれぞれの業務、勤務時間が、勤務表上で区分されていない。
- 提供するサービスの質の自己評価は行われているが、改善に向けた取り組みがなされていない。
- 施設サービス計画の見直しに係る手続きが適切に行われていない。

②居宅サービス事業所

- 兼務のある職員のそれぞれの業務、勤務時間が、勤務表上で区分されていない。
- 運営規程の改正が適切に行われていない。
- 各種マニュアルについて、整備及び見直しがされていない。
- 発行する領収証に医療費控除の対象となる額が適切に記載されていない。
- 提供するサービスの質の自己評価は行われているが、改善に向けた取り組みがなされていない。
- 職員の資質の向上のための研修について、研修内容が事業所で共有されていない。
- 事業ごとに会計が区分されていない。
- 居宅サービス計画の長期目標と短期目標の期間が適切に設定されていない。
- 各種加算の算定に当たって、算定要件が十分に理解されていない。